

議案第 158 号

前橋市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の改正について

平成 28 年 11 月 29 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年前橋市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「他の」を「国又は他の」に改め、同条第 2 号中「他の」を「国又は他の」に、「当該地方公共団体」を「国又は当該地方公共団体」に改める。

第 4 条第 1 号中「他の」を「国又は他の」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（行政財産への準用）

第 4 条の 2 前条の規定は、行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。